

2002年11月29日

社団法人 経済同友会

## 「破産法等の見直しに関する中間試案」に対する意見

### 総論

バブル経済崩壊後の景気の低迷等により、全国における企業の倒産件数は過去最高水準で推移している。昨年も、大型倒産が相次ぎ、不況型倒産件数が戦後最悪を記録するなど、日本経済にとって深刻な事態となっている。

こうしたなか、経済的窮地に陥った企業等の清算あるいは再生の基本的な枠組みを定めた倒産法制の見直しが急務となっていたところ、平成12年には、事業再建型の民事再生法が施行され、その後、個人再生に関する規定の充実が図られるとともに、現在会期中の臨時国会に会社更生法改正案が上程されるなど、事業再建法制を時代のニーズに合わせ、効率的に機能させるための環境が徐々に整備されつつある。

一方、清算型手続の代表ともいべき破産法については、大正11年の制定以来、大規模な改正は行われておらず、近時の企業倒産や個人破産の増加に伴い、破産法が利用される場面が増えるにつれ、より迅速な破産手続と円滑な再生のためのスキームによる経済の新陳代謝の促進が求められるようになってきている。

すなわち、活力ある経済社会を実現し、日本経済を再生するためには、公正かつ透明なルールの下、市場からの撤退を余儀なくされた企業の経営資源を迅速かつ効率的に経済社会や市場に還元させ、有効利用を図るとともに、企業や個人という市場のプレーヤーが再生し、早期に市場に復帰することができる、敗者復活が可能な制度枠組みを整備・構築することが重要である。

今般、こうしたニーズを踏まえ取りまとめられた「破産法等の見直しに関する中間試案」については、従来の破産手続を合理化し手続の迅速性・柔軟性を重視するとともに、債権者と債務者の利益の均衡にも配慮したものとして、その基本的な方向性は高く評価したい。

以下、中間試案の各項目に対するコメントを述べるが、要綱案並びに法律案の審議・作成に当たっては、本意見募集に際し各方面から寄せられた意見を十分に踏まえたうえでの迅速かつ徹底的な議論が行われ、破産法等の改正が早期に実現されることを期待したい。

また、当然のことながら、中間試案で掲げられた項目だけでは、倒産前における当事者間の合意が、一方当事者の倒産により、どのような変容を受けるのかという倒産実体法上の問題について、すべてを解決するには至っておらず、今回の見直しにあたっては勿論、今回の見直しによる法改正後においても、これらを含む倒産法制の諸問題について、さらなる検討・見直しを行う機会が確保されることを強く求めたい。

なお、破産法の枠内だけに収まらない問題として、企業の参入・退出（起業・廃業）を活性化させ、経済社会の新陳代謝を促すためには、その阻害要因の一つとなっている中小企業等への融資の際の個人保証と個人財産の保全のあり方について、別途、早急な検討が必要である。

## 各 論

### 第 1 部 破産手続

#### 第 1 総則

特に意見はなし。

#### 第 2 破産の申立

##### 【監督官庁による破産申立の制度化について】

規制緩和という社会・構造改革の流れのなかで、監督権限行使のために破産手続が濫用される懸念があること、その一方で必要性がある場合には、規制権限を明確化した個別法による対応が可能であることから、監督官庁による破産申立を一般的な規定として制度化することについては反対である。

#### 第 3 保全処分

##### 【強制執行等の中止命令及び包括的禁止命令の制度化について】

債務者の財産の散逸防止や債権者間の公正の観点から、破産手続にも再建型と同様の保全処分規定を採り入れようとする考え方については賛成であるが、包括的禁止命令のような強力な保全処分規定を導入する場合には、実質的に破産債権者の利益を害することにもなることから、発令の要件を試案の内容よりも厳格にするとともに、規則等に具体的な要件を定めるべきである。

#### 第 4 破産宣告の効果

特に意見はなし。

#### 第 5 破産管財人

##### 【破産管財人による破産者・子会社等の物件調査権の制度化について】

破産管財人への破産者・子会社等の物件調査権の付与については、透明性確保の観点から、破産者が子会社等を通じた資産隠しや不明朗な経理処理等を行っていないかどうかについて徹底的なチェックがなされるべきであること、破産債権者に対する配当の充実が期待できることなどから、一般的な制度として導入すべきであるとともに、それを実効あらしめるためにも、破産者と同様、子会社等にも説明義務を課すことを検討すべきである。

#### 第 6 監査委員

特に意見はなし。

#### 第 7 債権者集会

##### 【破産債権者による債権者集会の招集請求制度について】

債権者集会が破産債権者の意思を反映させるために設けられた手段であること、破産手続が再建型手続と異なり、債務者の解体、清算を目的としたものであること

などに鑑みれば、破産債権者の権利保護の観点から手続関与の機会を手当てしておく必要があると思われる。したがって、当該制度については設置すべきであるが、破産財団のコストを抑制するという観点からすると、一般的な債権者集会の場合には、「知れている破産債権者の総債権につき、裁判所が評価した額の10分の1以上にあたる破産債権を有する破産債権者の申し立てにより認める」とする試案の考え方を支持する。

**【異時廃止の決定をする際の意見聴取のための債権者集会における破産債権者の招集請求権について】**

今回の改正の趣旨が、手続の迅速化により破産債権者と債務者の両者の満足を図ろうとするものであることからすれば、すべての場合に破産債権者に招集権限を認める必要性はない。したがって、異時廃止の決定のための意見聴取のための債権者集会については、意見聴取による代替措置を設けることで対応が可能であることから、試案の考え方を支持する。

**第8 債権者委員会 ~ 第9 代理委員**  
特に意見はなし。

**第10 破産債権の届出、調査及び確定**  
**【債権届出期間経過後の届出について】**

手続の迅速化の観点から、債権届出期間経過後の一定期間内に届出を行わなかった場合には失権するという試案の考え方に賛成である。ただし、債権者が多種多様の債権を有している場合も考えられることから、一定期間の基準を1ヶ月とすることが適当であるかどうかについては、さらに実情を踏まえたうえでの検討が必要である。

**第11 係属中の債権者代位訴訟**  
特に意見はなし。

**第12 破産財団**  
**【破産管財人による換価の時期について】**

現行の破産法のように、債権調査が終了するまで破産管財人は破産財団に属する財産の換価ができないとすると、時間の経過により財団に属する財産の価格が下落するおそれがある。これに対し、一般の債権調査の終了前でも換価できるとする試案の考え方は手続の迅速化に重点を置いており、財団に属する財産価値の劣化を防ぎ、債権者と債務者の両者にとってメリットが多いことなどから、試案の考え方に賛成である。

**【破産管財人による任意売却と担保権の消滅について】**

破産管財人が破産財団に属する財産について、その上にある担保権を消滅させて売却代金の破産財団への一部組み入れを可能とする制度を設けるとする試案の内容は支持するが、その際、担保権者の権利行使における選択肢を不当に狭めることのないよう、それぞれの利害関係等に応じて担保権者を取り扱うべく丙案が妥当である。

第13 配当手続 ~ 第14 簡易な破産手続  
特に意見はなし。

第15 大規模破産事件

【大規模破産事件の対象債権者数について】

1000人以上の債権者を有する破産事件に対し、一律に大規模破産の規定を適用することが、迅速かつ円滑な破産手続の確保に資するものかどうか、破産手続の実体に即したものであるかどうかといった点については判断しかねることから、大規模破産事件を債権者数だけで判断してよいものか、その他金額基準も導入すべきなのかについては、さらに検討が必要である。

第16 強制和議

特に意見はなし。

## 第2部 個人破産手続の特則及び免責手続等

第1 個人破産手続に関する特則

【自由財産範囲の拡大について】

破産者の経済生活を容易にするという点は試案の考え方に賛成であるが、自由財産における金額の引き上げ額については、その範囲拡張を可能とする裁判制度の導入等を鑑みたうえで、破産者と債権者、及び破産者間の公正を保つべく、さらに検討が必要である。

第2 免責手続 ~ 第3 相続財産破産

特に意見はなし。

## 第3部 倒産実体法

第1 法律行為に関する倒産手続の効力

特に意見はなし。

第2 各種債権の優先順位

破産宣告前の原因に基づいて生じた租税債権を全て財団債権とするのではなく、一定の要件の下で優先的破産債権とすることには賛成である。また、進展は見られるものの未だ高いとは言い難いわが国の労働市場の流動性を鑑みると、一定の労働債権を財団債権とすることについては、労働者の生活を保護する観点からも賛成である。

第3 多数債務者関係

特に意見はなし。

#### 第4 否認権

##### 【偏頗行為のうち非義務行為に関する否認の要件について】

非義務行為について支払不能前の行為を否認の対象から除外した場合には、債権者が債務者に対し、倒産直前に不当に期限前弁済を求める可能性等が高まることから、非義務行為に関する否認の要件については、試案で示した一般的要件を適用すべきであるとする。

##### 【適正価格による不動産等の売却等に関する否認の要件について】

適正価格による不動産等の売却については、判例の趣旨を踏まえて否認の要件が限定・明確化され、かつ受益者に対して立証の負担を過度に課することがないように配慮されていることから、試案の考え方を支持する。

#### 第5 担保権等の倒産手続上の取扱い

特に意見はなし。

#### 第6 相殺権

##### 【相殺禁止の要件について】

支払不能によって危機時期を画することにより、相殺の禁止の範囲を拡張した場合には、新たな取引による債務負担や債権取得行為に対する萎縮的效果が生じる懸念がある。

### 第4部 その他

#### 第1 倒産犯罪

特に意見はなし。

#### 第2 その他

##### 【倒産処理手続の相互の関係について】

倒産処理手続の相互間での移行に際し、先行する手続内で行われた行為が移行後の手続において否認されるリスクはないかといった問題を含め、先行手続内での行為に対する後続手続における取扱い等に関する規定には不十分な点が多く、円滑な移行を可能とすべく、移行に関する規定の早急な整備が必要である。

以上